

第7期障害福祉・第3期障害児福祉計画に係る成果目標設定シート

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 令和8年度末における地域生活への移行者数

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が移行することとする。 ・令和5年度までの目標（現行計画における目標）が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を今回の目標値とすること。
現行プランのR5目標値	49人（R3年度～R5年度の累積）
設定した目標値	令和8年度までの地域生活等への移行者数（累積）（市町目標値の積み上げ）
設定の考え方（積算）	
<p>【地域生活等への移行の定義】 共同生活援助や在宅、特別養護老人ホーム等の障害者支援施設や病院以外の生活の場以外への移行を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標としているが、滋賀県のこれまでの状況を勘案し、地域移行の実績等から目標値を推計するのではなく、市町の目標値を積み上げた総数を滋賀県の目標とする。 ○ 各市町においては、国および滋賀県の目標設定の考え方を参考に、目標設定されたい。 ○ また、目標設定にあたっては県独自項目である「令和8年度末の県外の福祉施設への入所者数」との連動を図られたい。 <p>【参考】 ※滋賀県の状況を国の示す方法にて算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行 ・令和4年度末時点の施設入所者数：897人 ・897人×6%=53人 	

② 令和8年度末の施設入所者数

<p>基本指針における 目標値や留意事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 ・令和5年度までの目標（現行計画における目標）が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を今回の目標値とすること。 ・新たに施設へ入所する者の数は、GH等での対応が困難な者等施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきであることに留意。 ・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているものの数を除いて設定するものとする。
<p>現行プランのR5目標値</p>	<p>県内障害者支援施設における入所定員数 999人</p>
<p>設定した目標値</p>	<p>施設入所支援の定員数：999人（H29プラン改定時の定員数）</p>
<p>設定の考え方（積算）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の県立施設を除く施設入所支援の定員数は、令和4年度末現在で979人となっており、県外施設に入所している方も多数いる（令和4年度末現在147人）。 ○ また、国の基本指針では施設入所者数の削減を目標値として設定されているが、本県では従前より「全国的に施設入所支援の定員数が少ない」、「県外施設入所者がいる」、「施設入所を希望しながら待機している者がいる」という状況がある。 ○ 令和3年度に県内の障害者支援施設において、10人分の定員が減員されているが、本県は上述のような状況にあることから、減員分を県内の他施設で活用していくことが必要である。 ○ また、地域移行等の取組みによる定員の空きを県外入所者や新たな希望者の受け入れに活用していくことが重要である。 ○ よって、本県の目標値は、国の示す施設入所者数の削減ではなく、平成29年度に改定を行った滋賀県障害者プランの目標値と同様の考え方で施設入所支援の定員数：999人とする。 	

③ 令和8年度末の県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者

基本指針における目標値や留意事項等	【県独自指標】 県独自の成果目標のため、基本指針の記載なし。
現行プランのR5目標値	15人（R3年度～R5年度の累積）
設定した目標値	一人でも多くの人の県内での生活の実現（累積）（市町目標値の積み上げ）
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の県立施設を除く施設入所支援の定員数は、令和4年度末現在で979人となっている。 ○ また、県立施設を含む施設入所支援の定員数は、令和4年度末現在で1,159人となっている。 ○ 一方、県内での入所ができず、県外施設に入所している人が多数いる（令和4年度末現在147人）。 ○ このため、引き続き、県外入所者を増やさないこと、一人でも多くの人の県内での生活を実現することを独自の指標とする。 ○ 各市町でも取組を進めていただくために、県外入所者のいる市町においては、当該目標の設定をお願いする。（県外入所者のある市町17市町） ○ 一人でも多くの人の県内での生活の実現を基本として、市町の、目標値を積み上げた総数を滋賀県の目標値として設定。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度末時点で県外の福祉施設に入所している人 147人 	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 令和8年度末の精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

基本指針における目標値や留意事項等	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
現行プランのR5目標値	316日
設定した目標値	増加
設定の考え方（積算）	
○ 国の目標値に対して、本県は令和元年度333.5日であり、国の目標値を達成しているため増加を目標とする。	

② 令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ $\sum A_1 \times (1 - X_1) + \sum A_2 \times (1 - X_2)$ により算出 ・ 医療計画における基準病床数の見直しを進めること
現行プランのR5目標値	749人
設定した目標値	619人
設定の考え方（積算）	
○ 国の基本指針に沿った目標設定とする。	

③ 令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ $\sum B_1 \times (1 - X_1) + \sum B_2 \times (1 - X_2)$ により算出 ※詳細は別紙参照 ・ 医療計画における基準病床数の見直しを進めること
現行プランのR5目標値	292人
設定した目標値	273人
設定の考え方（積算）	
○ 国の基本指針に沿った目標設定とする。	

④ 令和8年度における入院後3か月時点の退院率

基本指針における目標値や留意事項等	入院後三か月時点の退院率を68.9%以上とすることを基本とする。
現行プランのR5目標値	73%
設定した目標値	増加
設定の考え方（積算）	
○ 国の目標値に対して、本県は令和元年度70.8%であり、国の目標値を達成しているため増加を目標とする。	

⑤ 令和8年度における入院後6か月時点の退院率

基本指針における目標値や留意事項等	入院後6か月時点の退院率を84.5%以上とすることを基本とする。
現行プランのR5目標値	89%
設定した目標値	増加
設定の考え方（積算）	
○ 国の目標値に対して、本県は令和元年度85.4%であり、国の目標値を達成しているため増加を目標とする。	

⑥ 令和8年度における入院後1年時点の退院率

基本指針における目標値や留意事項等	入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。
現行プランのR5目標値	94%
設定した目標値	増加
設定の考え方（積算）	
○ 国の目標値に対して、本県は令和元年度91.1%であり、国の目標値を達成しているため増加を目標とする。	

3 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基本指針における目標値や留意事項等	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
現行プランのR5目標値	各市町または各圏域に少なくとも1つ確保する。確保済みの場合は機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。
設定した目標値	各市町または各圏域に少なくとも1つの地域生活支援拠点等を確保するとともに、 <u>確保済みの場合はその機能が充実する。</u>
設定の考え方（積算）	
○ 国の基本指針に沿った目標設定とする。各市町においては、国および滋賀県の目標設定の考え方を参考に、目標設定されたい。	
【参考】	
・令和4年度末時点での設置状況：5圏域（大津、湖東、甲賀、湖北、高島）および東近江市、日野町、竜王町で設置。	

② 強度行動障害を有する者に関する各市町または圏域における支援体制の整備

基本指針における目標値や留意事項等	各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
現行プランのR5目標値	【新規項目】
設定した目標値	各市町または各圏域において、支援体制を整備
設定の考え方（積算）	
各市町または各圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備。	

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業：同実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援A型事業：同実績の1.29倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援B型事業：同実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ・令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とすること。
現行プランのR5目標値	全体：215人 就労移行支援：103人 就労継続支援A型：33人 就労継続支援B型：63人
設定した目標値	全体：206人 就労移行支援：128人 就労継続支援A型：22人 就労継続支援B型：51人
設定の考え方（積算）	
<p>○ 国の基本指針に沿った目標設定とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設全体：R3年度一般就労移行実績161人 × 1.28倍 = 206.0人 ≒ 206人 ・就労移行支援事業：R3年度一般就労移行実績98人 × 1.31倍 = 128.3人 ≒ 128人 ・就労継続支援A型：R3年度一般就労移行実績17人 × 1.29倍 = 21.9人 ≒ 22人 ・就労継続支援B型：R3年度一般就労移行実績40人 × 1.28倍 = 51.2人 ≒ 51人 	

- ② 就労定着支援事業の利用者数

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の実績の1.41倍以上
現行プランのR5目標値	70%
設定した目標値	(集計中)
設定の考え方（積算）	
基本指針に基づき算出する。 ・令和3年度就労定着支援事業 月平均利用者数 人 × 1.41倍 =	

- ③ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率(過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合)

基本指針における目標値や留意事項等	・就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。
現行プランのR5目標値	—
設定した目標値	就労定着支援事業所ごとの就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
設定の考え方(積算)	
基本指針と同様の値とする。	

- ④ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

基本指針における目標値や留意事項等	・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
現行プランのR5目標値	【新規項目】
設定した目標値	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
設定の考え方(積算)	
基本指針と同様の値とする	

- ⑤ 地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築推進のための協議会の活用

基本指針における目標値や留意事項等	・地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。
現行プランのR5目標値	【新規項目】
設定した目標値	(検討中)
設定の考え方(積算)	
自立支援協議会(就労部会)の開催回数から算出	

5 障害児支援の提供体制の整備

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

<p>基本指針における 目標値や留意事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 ・市町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ・地域の実情により未設置の市町においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携のもとで児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
<p>現行プランのR5 目標値</p>	<p>児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備</p>
<p>設定した目標値</p>	<p>重層的な支援体制を整備するため、児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備する。</p>
<p>設定の考え方（積算）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援センターについては、人口規模や支援職員の確保状況等によって、設置が困難な市町も存在することから、児童発達支援センターの整備もしくは児童発達支援における中核的な支援機能を有する事業所等を中心に、障害児相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所が連携した地域支援体制の整備を各市町において推進する。 ○ 各市町においては、国および滋賀県の目標設定の考え方を参考に目標設定されたい。 	

② 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

基本指針における目標値や留意事項等	・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町または圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
現行プランのR5目標値	全市町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
設定した目標値	全市町で障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の市町で体制の構築ができていないことから、引き続き全ての市町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを促進する。 ○ 各市町においては、国および滋賀県の目標設定の考え方を参考に目標設定されたい。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18市町において児童発達支援センターまたは障害児通所支援事業所の指定あり。 ・16市町において保育所等訪問支援の指定あり。 	

③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

基本指針における目標値や留意事項等	・令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保することおよび新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
現行プランのR5目標値	児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制を確保に向けた取組を進める。
設定した目標値	児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制を確保に向けた取組を進める。
設定の考え方（積算）	
（検討中）	

④ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

<p>基本指針における目標値や留意事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ・市町単独での確保が困難な場合には圏域での確保であっても差し支えない。
<p>現行プランのR5目標値</p>	<p>各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保</p>
<p>設定した目標値</p>	<p>各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保</p>
<p>設定の考え方（積算）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の基本指針に沿った目標を基本とするが、令和元年度に実施した「医療的ケア児等実態調査」等により、重症心身障害児の認定対象とならない医療的ケア児等の受け入れ先も課題であることが判明したことから、それぞれを受け入れることができる事業所の確保を目標とする。 ○ なお、受け入れ先の確保が目標であることから、主として重症心身障害児を受け入れる事業所であることまでは求めない。 ○ 各市町においては、国および滋賀県の目標設定の考え方を参考に、目標設定されたい。 	

⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県および各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 ・市町単独での確保が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
現行プランの R5 目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町または各福祉圏域に協議の場を少なくとも一つ設置。 ・各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備。
設定した目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町または各福祉圏域に協議の場を少なくとも一つ設置。 ・各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を配置。
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の市町において医療的ケア児に関する協議会の場が未設置であることから、全県的に協議の場が設けられるよう、協議の場の設置を引き続き目標として設定する。 ○ 医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、平成31年度から養成研修を実施しているが、その配置に係る費用については国庫補助等の財源状況から、費用負担を行っての配置を求めることは難しいと考えている。しかしながら、コーディネーター養成研修修了者については、医療的ケア児等への支援に関する専門的知識を有することから、その専門性を活かして、地域の医療的ケア児等の家庭からの相談等への対応に、中心的役割を果たすことを期待していることから、研修修了者を中心とした相談体制の構築を目標として設定する。 ○ なお、県としては医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、現在各地域の相談支援事業所、訪問看護ステーション、病院等の職員を中心に受講いただけるよう調整をしているが、教育、保育、行政窓口職員等、医療的ケア児等の生活場面で関わりのある分野の機関の職員にも受講対象者を広げて実施することと検討している。 	

⑥ 医療的ケア児支援センターの設置＜企画・指導係＞

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること。
現行プランの R5 目標値	【新規項目】
設定した目標値	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置
設定の考え方（積算）	
<p>重症心身障害児者や医療的ケア児等とその家族のワンストップでの相談や、支援人材の育成、さらには地域のネットワークづくりを図るための医療的ケア児支援センターを設置する。</p> <p>また、医療的ケア児等の支援を総合調整する社会福祉士や看護師によるコーディネーターを配置する。</p>	

⑦ 障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置

基本指針における目標値や留意事項等	・ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。
現行プランのR5目標値	【新規項目】
設定した目標値	年齢超過児は、本県においてはいない状況であるが、協議の場の設置についての検討を進める。
設定の考え方（積算）	
-	

⑧ 医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実【追加：保健医療計画との整合】

基本指針における目標値や留意事項等	【県独自指標】 県独自の成果目標のため、基本指針の記載なし。
現行プランのR5目標値	【新規項目】
設定した目標値	医療型短期入所事業所を各二次保健医療圏域に1か所以上整備
設定の考え方（積算）	
現状、医療型短期入所事業者は7圏域のうち2圏域という状況であることから、各福祉圏域に1か所以上整備することとする。	

6 相談支援体制の充実・強化

① 総合的・専門的な相談支援体制の強化および基幹相談支援センターの設置<企画指導係>

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制を強化するため、令和8年度末までに、各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町による共同設置を含む。）するとともに、基本指針別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ・基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
現行プランの R5 目標値	各市町または各福祉圏域において、体制を確保
設定した目標値	基幹相談支援センターの設置
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町又は障害保健福祉圏域単位における、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置について取り組みを進めてきたところであるため、次期プランにおいても引き続き、令和8年度までに、未設置の市町における同センターの設置と既設の地域を含めた相談支援体制の充実・強化に向けた取組を進めることとする。 ○ その際、既に基幹相談支援センターを設置している市町を含め、同センターに求められる機能のうち、「地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保」することを基本とする。 ○ また、市町村地域生活支援事業における障害者相談支援事業を実施している場合は、地域の実情に応じ、基幹相談支援センターとの役割を調整し、市町又は圏域において二つの機能が実施・強化される体制を確保すること。 ○ さらに、社会福祉法に規定される包括的相談支援事業の実施にあたり、基幹相談支援センター機能を包含する場合は、上記の二つの機能を実施および確保することを基本とする。 	

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

基本指針における目標値や留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、基本指針別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために、必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
現行プランの R5 目標値	【新規項目】
設定した目標値	自立支援協議会における専門部会の設置
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。 	

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

<p>基本指針における 目標値や留意事項等</p>	<p>・令和8年度末までに、下記の障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ② 計画的な人材養成の推進 ③ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ④ 指導監査結果の関係市町との共有
<p>現行プランの R5 目標値</p>	<p>サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築</p>
<p>設定した目標値</p>	<p>サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築</p>
<p>設定の考え方（積算）</p>	
<p>○ 国の基本指針に沿った目標設定とする。各市町においては、国及び滋賀県の目標設定の考え方を参考に目標設定されたい。</p>	